

株 主 各 位

長野県上伊那郡宮田村137番地

タカノ株式会社

代表取締役社長 鷹 野 準

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 長野県伊那市西春近下河原5331番地
当社伊那工場第3会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | |
| | 1. | 第63期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第63期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件 |
| 第7号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.takano-net.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善、設備投資の持ち直しを背景に緩やかな回復基調であったものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や原油価格の急激な下落の影響等により、年明けからの金融市場は不安定な動きとなっており、景気の先行きは不透明な状況のまま推移いたしました。

当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界におきましては、企業収益の改善にともなうオフィスの移転需要の拡大および主に首都圏における大規模オフィスビルの竣工増加等により、オフィス家具需要は増加傾向に推移いたしました。

また、当社グループのもう一つの主力製品である検査計測装置に関連する液晶をはじめとするFPD（フラット・パネル・ディスプレイ）製造装置業界におきましては、中国液晶パネルメーカーによる活発な大型液晶基板向け設備投資を受け、需要は増勢を維持しました。

このような環境のもとで、当社グループは中期経営計画「Grow up 63」の達成に向け、計画の最終年度にあたる当期は、計画の基本方針である「中期的な事業の成長を確保するため、新しい分野に対する『攻め』を徹底して行う」を推進すべく、引き続き、重点的かつ積極的な経営資源の投入により、施策を実行してまいりました。

具体的には、医療関連分野向け新製品の開発、新規コア技術開発、グローバル販売体制の拡充に注力するとともに、需要の増加にともなう生産の増加に対応するために、生産性向上および合理化推進のための活動を行ってまいりました。

その結果、オフィス椅子および検査計測機器の販売の増加により、当連結会計年度の売上高は21,381百万円で、前連結会計年度比3,003百万円、16.3%の大幅な増収となりました。

また、利益面につきましては、輸入資材価格の上昇、検査計測装置販売価格の低下等の影響はあったものの、積極的なコストダウン活動の推進に加え、販売拡大による粗利益額の改善等により、営業利益979百万円（前連結会計年度比699百万円、249.3%の増益）、経常利益1,011百万円（前連結会計年度比557百万円、123.0%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益648百万円（前連結会計年度比309百万円、91.4%の増益）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

[事業区分別売上高]

(単位：百万円)

| 事業      | 第 62 期<br>(前連結会計年度)<br>自 平成26年 4 月 1 日<br>至 平成27年 3 月31日 |       | 第 63 期<br>(当連結会計年度)<br>自 平成27年 4 月 1 日<br>至 平成28年 3 月31日 |       | 前連結会計年度比 |       |
|---------|----------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------|-------|----------|-------|
|         | 金 額                                                      | 構 成 比 | 金 額                                                      | 構 成 比 | 金 額      | 増 減 率 |
| 住生活関連機器 | 8,858                                                    | 48.2% | 9,858                                                    | 46.1% | 1,000    | 11.3% |
| 検査計測機器  | 5,274                                                    | 28.7  | 7,101                                                    | 33.2  | 1,826    | 34.6  |
| 産業機器    | 2,137                                                    | 11.6  | 2,100                                                    | 9.8   | △36      | △1.7  |
| エクステリア  | 864                                                      | 4.7   | 897                                                      | 4.2   | 32       | 3.7   |
| 機械・工具   | 1,242                                                    | 6.8   | 1,424                                                    | 6.7   | 181      | 14.6  |
| 合 計     | 18,378                                                   | 100.0 | 21,381                                                   | 100.0 | 3,003    | 16.3  |

[住生活関連機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社上海鷹野商貿有限公司で構成され、主にオフィス用、福祉・医療施設用の椅子等の製造販売を行っております。

当事業においては、国内オフィス市場向け新製品開発および新製品の生産立ち上げに積極的に取り組むとともに、ロボット等の新設備による製造の合理化に向けた活動を進めてまいりました。また、手術術者向け椅子等、

医療・診療空間で使用される新製品開発に注力してまいりました。

その結果、首都圏オフィスビルの竣工増加にともなうオフィス家具需要の拡大等により、売上高は9,858百万円で前連結会計年度比1,000百万円、11.3%の増収となりました。利益面では、輸入資材価格の上昇等の影響はあったものの、販売数量の増加にともなう稼働率の向上により、セグメント利益は431百万円で、前連結会計年度比131百万円、43.8%の増益となりました。

#### [検査計測機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社タカノ機械株式会社および台湾鷹野股份有限公司で構成され、主に液晶等の検査計測装置等を製造販売しております。

当事業においては、中国市場向け液晶検査装置および高機能フィルム向け検査装置ならびに燃料電池部材等の新用途市場向け検査装置の販売活動と、需要の増加にともなう生産の増加に対応するために、装置の効率的な立ち上げに注力してまいりました。また、製品の競争力強化に向け、標準化の推進と高速光学センサーおよび高速画像処理装置の開発と生産立ち上げに取り組んでまいりました。

その結果、主に台湾および中国液晶パネルメーカーにおける設備投資の拡大を受け、売上高は7,101百万円で前連結会計年度比1,826百万円、34.6%の大幅な増収となりました。また、利益面では、装置販売価格の低下の影響はあったものの、積極的なコストダウンに努めたことにより、セグメント利益は338百万円（前連結会計年度はセグメント損失151百万円）となりました。

#### [産業機器事業]

当事業区分は、当社、連結子会社香港鷹野国際有限公司で構成され、主に電磁アクチュエータ、ユニット（ばね）製品等を製造販売しております。

当事業においては、中国をはじめとするアジア地域での製造委託体制の拡充、海外市場への積極的な営業活動、医療関係分野向け電磁アクチュエータの販売拡大および新たなコア加工技術開発等に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は2,100百万円で前連結会計年度比36百万円、1.7%の減収となる一方、セグメント利益は166百万円で、前連結会計年度比9百万円、6.2%の増益となりました。

#### [エクステリア事業]

当事業区分は、当社が主に跳ね上げ式門扉、カーポート、テラス、オーニング、ガーデンファニチャー等のエクステリア製品を製造販売しております。

当事業においては、オーニング等の業務用途の物件受注に向けた販売促進活動、物件受注体制・販売施工体制の拡充および工場製造ラインのレイアウト改善等に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は897百万円で前連結会計年度比32百万円、3.7%の増収となり、セグメント損失は66百万円（前連結会計年度はセグメント損失93百万円）と損失幅を縮小することができました。

#### [機械・工具事業]

当事業区分は、株式会社ニッコーによる機械・工具等の仕入販売に関する事業であります。

当事業においては、営業エリアにおける企業設備投資環境が改善するなか、機械等の販売促進活動に努めた結果、売上高は1,424百万円で前連結会計年度比181百万円、14.6%の増収となりました。利益面では、販売の拡大にともなう粗利益額の拡大により、セグメント利益は128百万円で、前連結会計年度比55百万円、76.2%の増益となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は1,284百万円であり、その主なものは住生活関連機器事業にかかる建物耐震工事・補修工事、住生活関連機器事業および産業機器事業にかかる機械及び装置等によるものであります。

### ③ 資金調達の状況

上記設備投資は自己資金によっており、当連結会計年度中の特記すべき資金調達はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分             | 第 60 期<br>(平成25年3月期) | 第 61 期<br>(平成26年3月期) | 第 62 期<br>(平成27年3月期) | 第 63 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高           | 16,497百万円            | 15,503百万円            | 18,378百万円            | 21,381百万円                         |
| 経 常 損 益         | 259百万円               | △99百万円               | 453百万円               | 1,011百万円                          |
| 親会社株主に帰属する当期純損益 | 171百万円               | △218百万円              | 339百万円               | 648百万円                            |
| 1株当たり当期純損益      | 11円26銭               | △14円41銭              | 22円31銭               | 42円71銭                            |
| 総 資 産           | 31,936百万円            | 33,378百万円            | 34,345百万円            | 35,862百万円                         |
| 純 資 産           | 26,308百万円            | 26,070百万円            | 26,652百万円            | 26,836百万円                         |
| 1株当たり純資産額       | 1,731円26銭            | 1,715円61銭            | 1,753円87銭            | 1,765円98銭                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純損益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純損益」に変更しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資本金     | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|-----------------|---------|------------------|-------------------|
| 株 式 会 社 ニ ッ コ ー | 90百万円   | 100.0%           | 工具機械装置・外構資材等の仕入販売 |
| タカノ機械株式会社       | 50百万円   | 100.0%           | 省力化機械の設計製造販売      |
| 台湾鷹野股份有限公司      | 20百万台湾元 | 100.0%           | 検査計測装置の販売および保守    |
| 上海鷹野商貿有限公司      | 500千ドル  | 100.0%           | オフィス家具製品等の仕入販売    |
| 香港鷹野国際有限公司      | 1百万香港ドル | 100.0%           | 電磁アクチュエータの仕入販売    |

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国をはじめとするアジア新興国および資源国等の景気の下振れ懸念がされるなか、円高による企業の設備投資マインドの減退も予想されるなど、先行きは不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界におきましては、競争激化にともなう製品単価の低下も懸念されますが、首都圏におけるオフィスビル竣工は引き続き増加傾向にあり、オフィス家具需要は堅調に推移するものと思われます。

また、当社グループのもう一つの主力製品である検査計測装置が関連する液晶をはじめとするFPD（フラット・パネル・ディスプレイ）製造装置業界におきましては、引き続き中国を中心とした大型液晶基板向け製造装置およびスマートフォン等で使用される高精細中小型液晶向け製造装置の需要は、引き続き堅調に推移するものと思われます。

このような経営環境にあって、当社グループは新たに、平成29年3月期から平成33年3月期までの新中期経営計画「Innovation 68」を策定いたしま

した。

この新中期経営計画「Innovation 68」は、従来の中期経営計画「Grow up 63」の施策実行状況を踏まえ、新たな取り組みにより新しい価値の創造と次の成長基盤の構築を目指すものであり、基本方針として「構造改革とプロセス改革を進め、稼ぐ力を取り戻し、次の成長路線を構築する」を掲げております。

基本施策としては、「連結経営体制の強化」、「新分野・成長分野の開拓」、「全体効率の視点で生産効率向上策と原価低減を進め、競争力の向上」、「グローバル化の推進」、「不採算分野の方向付けと事業構造変革」、「強固な財務基盤の維持と新規分野成長分野への積極投資の両立」、「CSRの推進に向けて人材・環境分野での重点的な活動」、「コーポレートガバナンスの強化」に取り組むこととし、各施策の実現を図っていくものであります。

この計画初年度にあたる次期においては、中期経営計画の達成に向け、各施策のさらなる具体化と重点的かつ積極的な経営資源の投入により、施策実行スピードを向上させてまいります。

株主の皆様のご期待に沿うべく、企業価値の向上を図るため、当社グループ一丸となって業容の拡大に向けて邁進する所存でありますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申しあげます。



(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

| 事業区分        | 製品分類        | 主 要 製 品 等                                                        |
|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 住生活関連機器事業   | オフィス用椅子     | 事務用回転椅子、折畳椅子、会議用椅子・テーブル、ロビー用椅子の製造販売                              |
|             | 福祉・医療施設用椅子  | 健康福祉関連機器（福祉・医療施設用の椅子等）の製造販売                                      |
| 検査計測機器事業    | 検 査 計 測 装 置 | 画像処理検査装置（半導体、LCD・高機能フィルム、太陽電池検査装置）、原子間力顕微鏡、画像処理計測装置、レーザー加工機の製造販売 |
| 産 業 機 器 事 業 | ユ ニ ッ ト 製 品 | 薄板ばね、線ばね、渦巻ばね、安全靴先芯、メッシュ、パンチ等の文具類の製造販売                           |
|             | 産 業 機 器     | 電磁アクチュエータ、金融システム機器の製造販売                                          |
| エクステリア事業    | エクステリア製品    | 跳ね上げ式門扉、カーポート、テラス、オーニング、ガーデンファニチャーの製造販売                          |
| 機械・工具事業     | 工具機械装置等     | 工具機械装置・外構資材等の仕入販売                                                |

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

| 事業所名    | 所在地   | 事業所名      | 所在地           |
|---------|-------|-----------|---------------|
| 本 社     | 長 野 県 | 函 館 事 業 所 | 北 海 道         |
| 伊 那 工 場 | 長 野 県 | 東 京 営 業 所 | 東 京 都         |
| 下 島 工 場 | 長 野 県 | 横 浜 営 業 所 | 神 奈 川 県       |
| 宮 田 工 場 | 長 野 県 | 大 阪 営 業 所 | 大 阪 府         |
| 南 平 工 場 | 長 野 県 | 静 岡 事 務 所 | 静 岡 県         |
| 馬 住 工 場 | 長 野 県 | 台 湾 事 務 所 | 中 華 民 国 台 中 市 |

② 子会社

| 会 社 名               | 所 在 地                       |
|---------------------|-----------------------------|
| 株 式 会 社 ニ ッ コ ー     | 長 野 県                       |
| タ カ ノ 機 械 株 式 会 社   | 長 野 県                       |
| 台 湾 鷹 野 股 份 有 限 公 司 | 中 華 民 国 台 中 市               |
| 上 海 鷹 野 商 貿 有 限 公 司 | 中 華 人 民 共 和 国 上 海 市         |
| 香 港 鷹 野 国 際 有 限 公 司 | 中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区 |

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------------|-------------|
| 住生活関連機器事業 | 194 (38) 名 | 5名増 (2名減)   |
| 検査計測機器事業  | 176 (8)    | 6名増 ( - )   |
| 産業機器事業    | 42 (28)    | - (1名減)     |
| エクステリア事業  | 18 (12)    | 4名減 (2名増)   |
| 機械・工具事業   | 9 (9)      | 1名増 (1名増)   |
| 全社 (共通)   | 69 (3)     | 3名増 (2名増)   |
| 合計        | 508 (98)   | 11名増 (2名増)  |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 435 (89) 名 | 4名増 (1名増) | 42.4歳 | 17.7年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額   |
|--------------|-------|
| 株式会社八十二銀行    | 87百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 40    |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 40    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,721,000株
- ③ 株主数 6,104名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| コ ク ヨ 株 式 会 社                                                        | 2,151千株 | 14.16%  |
| 日 本 発 条 株 式 会 社                                                      | 2,151   | 14.16   |
| 堀 井 朝 運                                                              | 1,487   | 9.79    |
| 株 式 会 社 鷹 山                                                          | 955     | 6.29    |
| 鷹 野 準                                                                | 425     | 2.80    |
| 鷹 野 力                                                                | 413     | 2.72    |
| 一 般 財 団 法 人 鷹 野 学 術 振 興 財 団                                          | 330     | 2.17    |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行                                                    | 283     | 1.87    |
| タ カ ノ 従 業 員 持 株 会                                                    | 255     | 1.68    |
| C B N Y D F A I N T L S M A L L<br>C A P V A L U E P O R T F O L I O | 242     | 1.59    |

（注）1. 当社は、自己株式を524,773株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（524,773株）を控除して計算しております。

3. 日本発条株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株主1,000千株（持株比率6.58%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本発条口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。）。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）  
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                       |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 鷹 野 準     | 株式会社ニッコー代表取締役社長、タカノ機械株式会社代表取締役社長、一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事 |
| 専 務 取 締 役 | 鷹 野 力     | 社長補佐、TQM推進室担当、上海鷹野商貿有限公司董事長                         |
| 常 務 取 締 役 | 小田切 章     | 技術開発室担当                                             |
| 常 務 取 締 役 | 大 原 明 夫   | 経営企画本部（企画室・経理部）、人事部、ネットワーク部、事業化室担当                  |
| 取 締 役     | 久留島 馨     | 画像計測部門・メディアカル事業推進室担当、台湾鷹野股份有限公司董事長                  |
| 取 締 役     | 白 井 俊 行   | ファニチャー&ヘルスケア部門担当                                    |
| 取 締 役     | 玉 木 昭 男   | 産業機器部門担当・エクステリア部門担当、香港鷹野国際有限公司董事長                   |
| 取 締 役     | 黒 田 章 裕   | コクヨ株式会社代表取締役会長                                      |
| 取 締 役     | 嘉 戸 廣 之   | 日本発条株式会社取締役専務執行役員、日発投資有限公司董事長、株式会社横浜シーサイドライン社外取締役   |
| 常 勤 監 査 役 | 戸 枝 茂 夫   |                                                     |
| 監 査 役     | 長 谷 川 洋 二 | 弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表、株式会社キョウデン社外取締役                    |
| 監 査 役     | 小 澤 輝 彦   |                                                     |

- (注) 1. 取締役黒田章裕、嘉戸廣之の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役長谷川洋二、小澤輝彦の両氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役戸枝茂夫氏は、当社経理部における長年（18年）の実務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役小澤輝彦氏は株式会社八十二銀行経理部門における10年間を超える実務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 平成27年6月26日付で取締役鷹野力氏は常務取締役から専務取締役に昇格いたしました。  
6. 平成27年7月1日付で経営企画本部TQM推進グループを経営企画本部から独立させ、TQM推進室と名称変更を行っております。  
7. 平成27年7月1日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

- ・鷹野力氏の担当は、産業機器部門・エクステリア部門から社長補佐、TQM推進室に変更となりました。
  - ・大原明夫氏の担当は、経営企画本部（企画室・経理部・TQM推進グループ）、人事部、ネットワーク部、事業化室から経営企画本部（企画室・経理部）、人事部、ネットワーク部、事業化室に変更となりました。
  - ・玉木昭男氏の担当は、産業機器部門副部門長・エクステリア部門副部門長から産業機器部門・エクステリア部門担当に変更となりました。
8. 当社は、監査役小澤輝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                    | 支 給 人 員   | 報 酬 等 の 額     |
|------------------------|-----------|---------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役 役) | 9名<br>(2) | 151百万円<br>(2) |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役 役) | 3<br>(2)  | 20<br>(5)     |
| 合 計                    | 12        | 171           |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第44期定時株主総会において月額20百万円（年額240百万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54期定時株主総会において月額2.1百万円（年額25.2百万円）以内と決議いただいております。

4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

- ・平成28年6月29日開催の第63期定時株主総会において付議いたします役員賞与の支給予定額

取締役 9名 11.7百万円（うち社外取締役 2名 0.6百万円）

監査役 3名 1.5百万円（うち社外監査役 2名 0.6百万円）

- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額

取締役 9名 11.9百万円（うち社外取締役 2名 0.1百万円）

監査役 3名 1.3百万円（うち社外監査役 2名 0.1百万円）

5. 上記のほか、当事業年度において取締役及び監査役が受け、または受ける見込みの額が明らかとなった退職慰労金は、次のとおりであります。

なお、これらの金額には、上記および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

- ・平成28年6月29日開催予定の第63期定時株主総会の決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給予定額

取締役 9名 166.7百万円（うち社外取締役 2名 1.9百万円）

監査役 3名 14.5百万円（うち社外監査役 2名 0.9百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役黒田章裕氏は、コクヨ株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、コクヨ株式会社は当社の大株主であり、当社はコクヨ株式会社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
- ・取締役嘉戸廣之氏は、日本発条株式会社の取締役専務執行役員および日発投資有限公司の董事長を兼務しております。なお、日本発条株式会社は当社の大株主であり、当社は日本発条株式会社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。当社と日発投資有限公司との間には特別の関係はありません。
- ・監査役長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表社員を兼務しております。なお、当社は同法人と法律顧問契約を締結しておりますが、同法人と当社との間における取引額は僅少であります。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役嘉戸廣之氏は、株式会社横浜シーサイドラインの社外取締役であります。当社と株式会社横浜シーサイドラインとの間には特別な関係はありません。
- ・監査役長谷川洋二氏は、株式会社キョウデンの社外取締役であります。当社と株式会社キョウデンとの間には特別な関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

- ・取締役黒田章裕氏は、当社の主要取引先であるコクヨ株式会社の代表取締役社長執行役員の三親等以内の親族であります。

## 二．当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況および発言状況                                                                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 黒田 章 裕  | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち4回に出席いたしました。主に企業経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                              |
| 取締役 嘉戸 廣 之  | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち4回に出席いたしました。主に企業経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                              |
| 監査役 長谷川 洋 二 | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築に関する助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。 |
| 監査役 小澤 輝 彦  | 当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に企業経営管理の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。                          |

### ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。



#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                      | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 27百万円     |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査の計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### ○業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、平成27年6月26日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを周知徹底させる。

取締役に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の重要な意思決定および報告など取締役の職務執行に関しては、文書の作成、保存および管理に係る文書管理規程を策定する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を担当する取締役および部署を定める。リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、リスク管理に関する基本的な方針等を含むリスク管理の基本事項を定めた規程を制定する。

各事業部門におけるリスクの管理を行うべく、各事業部門長は定期的にリスク管理状況に関して取締役会に報告を行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項について、慎重かつ迅速な意思決定を図るための常勤取締役を構成員とする経営会議を設置し、運用する。

組織の効率のかつ適正な運用を図る目的をもって、決裁基準、職務権限、職務分掌および組織に関する規程を定め、運用する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを全使用人に周知徹底させる。

リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、コンプライアンスを担当する取締役および部署を定め、コンプライアンスに関するプログラムを実施する。

使用人に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

- ⑥ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等のコンプライアンス・リスク管理体制、子会社等管理の担当部署、子会社等の統治に関する事項等に関して定めた管理規程を定める。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より要求がある場合、監査役を補助すべき必要な人員を配置する。

監査役を補助すべき人員を配置した場合において、当該使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとする。

- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由にして不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、法令、定款、社会通念に則った企業倫理に違反する行為およびその恐れがあるとき、その他監査役会が報告すべきものとして認めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告を行うものとする。

なお、当社および当社の子会社は、以上の監査役への報告を理由とした報告者への不利益な処遇は一切行わない。

監査役は取締役会および経営会議に出席することができるものとする他、いつでも取締役会および経営会議の議事録を閲覧することができ、決議事項および報告事項の内容を確認することができるものとする。

代表取締役は監査役との定期的な意見交換の機会を持つものとする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、監査役は監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他のアドバイザーを会社の費用負担で任用することができる。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

#### ○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

行動規範に関する規程として「タカノ株式会社行動指針」を定め、取締役に配布・周知するとともに、随時コンプライアンス教育を行っております。

- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役職務執行に係る重要文書の保存管理、閲覧環境を整えております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を担当する取締役として、常務取締役経営企画本部長を指名し、企画室をリスク管理を担当する部署として定めております。

リスク管理の基本事項を定めた規程を制定しております。また、事業部門のリスク管理状況については、取締役会に定期的に報告がなされております。

- ④ 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営会議を設置して、会議を定期的に開催しております。当事業年度においては、22回の会議を開催しております。

稟議規程、組織および職務権限規程（共通職務権限基準）等を定め、運用しており、運用状況を内部監査室が定期的に確認を行っております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

行動規範に関する規程として「タカノ株式会社行動指針」を定め、全使用人に配布するとともに、社内データベースへの公開により、周知しております。

経営会議においてはリスク・コンプライアンスに関する重要事項について審議を行っております。

コンプライアンスを担当する取締役として、常務取締役経営企画本部長を指名し、企画室をコンプライアンスを担当する部署として定めております。

「タカノ株式会社行動指針」等に基づき、使用人に対する研修・教育を随時行う他、経営トップ層から使用人に対して随時コンプライアンスの重要性について説明・教育を行っております。

- ⑥ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理に関する規定として、「関係会社管理規程」を定めており、経理部を担当部署として、当該規程に基づき子会社の管理を行っております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現状、監査役より要求がないものの、要求ある場合は、監査役補助使用人の配置を行い、当該使用人の人事異動等についても監査役会の同意を得るものとしております。

- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由にして不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会および経営会議に出席しており、取締役会および経営会議資料等にアクセスすることが可能となっております。

また、代表取締役は監査役会に定期的に招へいされ、監査役との意見交換の機会をもっております。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

現状、監査役より要求がないものの、要求ある場合はアドバイザー等を会社の費用負担で任用することとしております。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役や使用人の理解を深めるため、会社における機関としての監査役の権限、機能にかかる教育を随時行っております。

#### **(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営上の重要政策であると考え、より安定した経営基盤の確立と自己資本利益率の向上を図ると同時に、業績の進捗状況、配当性向等を勘案しながら長期安定した利益の還元を行っていくことを方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の拡充、競争力の強化を図るため、新製品開発投資、合理化推進のための投資および新規事業開発のための投資など、有効に活用してまいります。

この方針のもと、当期における業績進捗を鑑み、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とし、平成28年6月9日を効力発生日とさせていただきます。

#### **(7) 会社の支配に関する基本方針**

特段の方針は定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                   | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>23,985,861</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>8,035,789</b>  |
| 現 金 及 び 預 金      | 8,396,876         | 支払手形及び買掛金            | 1,895,861         |
| 受取手形及び売掛金        | 8,582,311         | 電 子 記 録 債 務          | 2,160,582         |
| 有 価 証 券          | 625,956           | リ ー ス 債 務            | 54,155            |
| 商 品 及 び 製 品      | 588,135           | 未 払 法 人 税 等          | 249,574           |
| 仕 掛 品            | 4,210,252         | 前 受 金                | 1,806,268         |
| 原材料及び貯蔵品         | 889,188           | 賞 与 引 当 金            | 392,819           |
| 未収還付法人税等         | 2,795             | 役 員 賞 与 引 当 金        | 15,250            |
| 繰 延 税 金 資 産      | 363,329           | そ の 他                | 1,461,277         |
| そ の 他            | 330,797           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>990,258</b>    |
| 貸 倒 引 当 金        | △3,781            | 長 期 借 入 金            | 67,483            |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>11,876,375</b> | リ ー ス 債 務            | 171,057           |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>7,563,800</b>  | 退職給付に係る負債            | 561,998           |
| 建 物 及 び 構 築 物    | 2,183,882         | 役員退職慰労引当金            | 189,720           |
| 機械装置及び運搬具        | 552,251           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>9,026,047</b>  |
| 土 地              | 4,284,948         | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                   |
| リ ー ス 資 産        | 302,109           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>26,607,792</b> |
| そ の 他            | 240,609           | 資 本 金                | 2,015,900         |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>313,109</b>    | 資 本 剰 余 金            | 2,355,417         |
| リ ー ス 資 産        | 10,489            | 利 益 剰 余 金            | 22,508,925        |
| そ の 他            | 302,620           | 自 己 株 式              | △272,451          |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>3,999,464</b>  | その他の包括利益累計額          | 228,396           |
| 投 資 有 価 証 券      | 3,185,818         | その他有価証券評価差額金         | 258,100           |
| 繰 延 税 金 資 産      | 160,459           | 為 替 換 算 調 整 勘 定      | 64,780            |
| そ の 他            | 659,016           | 退職給付に係る調整累計額         | △94,484           |
| 貸 倒 引 当 金        | △5,831            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>26,836,189</b> |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>35,862,237</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>35,862,237</b> |

# 連結損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 21,381,804 |
| 売上原価            | 17,156,241 |
| 売上総利益           | 4,225,563  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,245,984  |
| 営業利益            | 979,579    |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息及び配当金       | 73,898     |
| その他の            | 37,052     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 1,923      |
| 為替差損            | 65,168     |
| 固定資産除売却損        | 7,876      |
| その他の            | 3,939      |
| 経常利益            | 1,011,622  |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,011,622  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 265,388    |
| 法人税等調整額         | 97,270     |
| 当期純利益           | 648,962    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 648,962    |



## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |          |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当連結会計年度期首残高                   | 2,015,900 | 2,355,417 | 21,981,533 | △272,421 | 26,080,429 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △121,570   |          | △121,570   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |           |           | 648,962    |          | 648,962    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |            | △29      | △29        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －         | －         | 527,392    | △29      | 527,362    |
| 当連結会計年度末残高                    | 2,015,900 | 2,355,417 | 22,508,925 | △272,451 | 26,607,792 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                  |                   | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |            |
| 当連結会計年度期首残高                   | 501,446               | 75,288             | △4,887           | 571,847           | 26,652,277 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                    |                  |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                    |                  |                   | △121,570   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                       |                    |                  |                   | 648,962    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                    |                  |                   | △29        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △243,345              | △10,507            | △89,597          | △343,450          | △343,450   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △243,345              | △10,507            | △89,597          | △343,450          | 183,911    |
| 当連結会計年度末残高                    | 258,100               | 64,780             | △94,484          | 228,396           | 26,836,189 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

|           |                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数  | 5社                                                              |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社ニッコー<br>タカノ機械株式会社<br>台湾鷹野股份有限公司<br>上海鷹野商貿有限公司<br>香港鷹野国際有限公司 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

|              |                                                                                                            |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・主要な会社等の名称   | オプトウエア株式会社<br>株式会社ヨウホク<br>株式会社宮田ニューホールド                                                                    |
| ・持分法を適用しない理由 | 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾鷹野股份有限公司、上海鷹野商貿有限公司及び香港鷹野国際有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

|           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）                                            |
| その他有価証券   |                                                       |
| ・時価のあるもの  | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの  | 移動平均法による原価法                                           |

ロ、棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、なお、検査計測装置に係る製品、仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 7年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～13年 |
| その他       | 2年～15年 |

ロ、無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）

社内における見込利用可能期間（5年）

ハ、リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ、役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

## 二．役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### イ．退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

##### ・未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 11,635,881千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 15,721,000株   | －株           | －株           | 15,721,000株  |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成27年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 121,570千円
- ・1株当たり配当金額 8円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月8日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年5月13日開催予定の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

- ・配当金の総額 151,962千円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月9日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、当社グループが行う事業の投資計画を含む事業計画に照らして必要な資金を主に自己資金でまかなうとともに、必要に応じて銀行借入により調達しております。余資については、比較的安全性の高い金融資産で運用しております。また、一部の余資においては金利スワップ及び金利オプションが組み込まれた複合金融商品にて運用しておりますが、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある金融商品を購入しない等、リスクが高く、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに備えるため、販売管理規程に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じた管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券等であり、このうち株式は主として業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは、市場価格及び金利の変動リスク並びに発行体の信用リスクにさらされております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。満期保有目的の債券等については、格付けの高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払法人税等は、そのほとんどが短期間で決済されるものであります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクにさらされておりますが、通常同じ外貨建の営業債権残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、資金調達に係る流動性リスクにさらされておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署である経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の一定水準の維持などにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても当社に準じた管理を行っております。デリバティブ取引は、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しており、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度等を定めた社内管理規程に従って経理部が裁裁権限者の承認を得て行っております。連結子会社においてはデリバティブ取引は行っておりません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.をご参照下さい。）

（単位：千円）

|                | 連結貸借対照表計上額 | 時 価        | 差 額    |
|----------------|------------|------------|--------|
| ① 現金及び預金       | 8,396,876  | 8,396,876  | －      |
| ② 受取手形及び売掛金    | 8,582,311  | 8,582,311  | －      |
| ③ 有価証券及び投資有価証券 |            |            |        |
| イ. 満期保有目的の債券   | 1,602,004  | 1,597,641  | △4,363 |
| ロ. その他有価証券     | 2,160,419  | 2,160,419  | －      |
| 資産計            | 20,741,611 | 20,737,248 | △4,363 |
| ① 支払手形及び買掛金    | 1,895,861  | 1,895,861  | －      |
| ② 電子記録債務       | 2,160,582  | 2,160,582  | －      |
| ③ 未払法人税等       | 249,574    | 249,574    | －      |
| ④ 長期借入金（※1）    | 167,487    | 167,969    | 482    |
| ⑤ リース債務（※2）    | 42,382     | 42,382     | －      |
| 負債計            | 4,515,888  | 4,516,370  | 482    |

※1.1年内返済予定長期借入金100,004千円を含めております。

※2.利息相当額を控除しない方法によっているリース債務182,829千円は含まれておりません。

（注）1.金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託につい

ては、公表されている基準価格によっております。

#### 負 債

- ① 支払手形及び買掛金、② 電子記録債務、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ④ 長期借入金、⑤ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額49,351千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため、「資産③ロ. その他有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式には関連会社株式4,900千円が含まれております。

#### 6. 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額  | 1,765円98銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 42円71銭    |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 浩 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌 則 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカノ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカノ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                   | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>21,953,942</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>7,559,870</b>  |
| 現 金 及 び 預 金      | 7,313,164         | 支 払 手 形              | 121,530           |
| 受 取 手 形          | 359,579           | 買 掛 金                | 1,203,943         |
| 売 掛 金            | 7,473,126         | 電 子 記 録 債 務          | 2,465,439         |
| 有 価 証 券          | 625,956           | リ ー ス 債 務            | 47,035            |
| 商 品 及 び 製 品      | 557,183           | 未 払 法 人 税 等          | 185,597           |
| 仕 掛 品            | 4,117,169         | 前 受 金                | 1,760,650         |
| 原材料及び貯蔵品         | 894,459           | 賞 与 引 当 金            | 348,007           |
| 繰 延 税 金 資 産      | 321,261           | 役 員 賞 与 引 当 金        | 13,250            |
| そ の 他            | 292,042           | そ の 他                | 1,414,416         |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>11,987,385</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>778,430</b>    |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>7,271,556</b>  | 長 期 借 入 金            | 67,483            |
| 建 物              | 1,997,566         | リ ー ス 債 務            | 127,966           |
| 構 築 物            | 101,788           | 退 職 給 付 引 当 金        | 401,780           |
| 機 械 及 び 装 置      | 559,541           | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金    | 181,200           |
| 車 両 運 搬 具        | 621               | <b>負 債 合 計</b>       | <b>8,338,301</b>  |
| 工具器具及び備品         | 192,824           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                   |
| 土 地              | 4,129,254         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>25,345,578</b> |
| リ ー ス 資 産        | 264,038           | <b>資 本 金</b>         | <b>2,015,900</b>  |
| 建 設 仮 勘 定        | 25,922            | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>2,355,417</b>  |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>294,777</b>    | 資 本 準 備 金            | 2,157,140         |
| ソ フ ト ウ ェ ア      | 195,659           | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 198,277           |
| そ の 他            | 99,117            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>21,246,712</b> |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>4,421,051</b>  | 利 益 準 備 金            | 503,975           |
| 投 資 有 価 証 券      | 3,175,767         | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 20,742,737        |
| 関 係 会 社 株 式      | 450,963           | 退 職 手 当 積 立 金        | 156,600           |
| 関 係 会 社 出 資 金    | 47,350            | 別 途 積 立 金            | 19,500,000        |
| 繰 延 税 金 資 産      | 118,077           | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 1,086,137         |
| そ の 他            | 634,724           | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△272,451</b>   |
| 貸 倒 引 当 金        | △5,831            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | 257,447           |
|                  |                   | そ の 他 有 価 証 券        |                   |
|                  |                   | 評 価 差 額 金            | 257,447           |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>33,941,327</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>25,603,026</b> |
|                  |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>33,941,327</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 18,763,188 |
| 売 上 原 価                 |         | 15,145,389 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,617,799  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 2,839,577  |
| 営 業 利 益                 |         | 778,221    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 88,369  |            |
| そ の 他                   | 36,860  | 125,229    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 1,912   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 8,116   |            |
| 為 替 差 損                 | 68,856  |            |
| そ の 他                   | 3,024   | 81,910     |
| 経 常 利 益                 |         | 821,539    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 821,539    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 183,582 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 110,613 | 294,196    |
| 当 期 純 利 益               |         | 527,343    |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                |           |           |          |            |           |            |          |            |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|----------|------------|-----------|------------|----------|------------|
|                         | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |                |           | 利 益 剰 余 金 |          |            |           | 自 己 株 式    | 株主資本合 計  |            |
|                         |           | 資本準備金     | その 他 資 本 剰 余 金 | 資本剰余金合 計  | 利 益 準備金   | その他利益剰余金 |            |           |            |          | 利益剰余金合 計   |
|                         |           |           |                |           |           | 退職手当 積立金 | 別 途 積立金    | 繰越利益 剰余金  |            |          |            |
| 当 期 首 残 高               | 2,015,900 | 2,157,140 | 198,277        | 2,355,417 | 503,975   | 156,600  | 19,500,000 | 680,363   | 20,840,938 | △272,421 | 24,939,835 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                |           |           |          |            |           |            |          |            |
| 剰余金の配当                  |           |           |                |           |           |          |            | △121,570  | △121,570   |          | △121,570   |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                |           |           |          |            | 527,343   | 527,343    |          | 527,343    |
| 自己株式の取得                 |           |           |                |           |           |          |            |           |            | △29      | △29        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |                |           |           |          |            |           |            |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | —              | —         | —         | —        | —          | 405,773   | 405,773    | △29      | 405,743    |
| 当 期 末 残 高               | 2,015,900 | 2,157,140 | 198,277        | 2,355,417 | 503,975   | 156,600  | 19,500,000 | 1,086,137 | 21,246,712 | △272,451 | 25,345,578 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |          |   |         |          | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------------|----------|---|---------|----------|------------|
|                         | そ の 他 有 価 証券 価 額 | 評 価 差 額  | ・ | 換 算 差 額 | 等 換 算 計  |            |
| 当 期 首 残 高               |                  | 500,484  |   |         | 500,484  | 25,440,319 |
| 当 期 変 動 額               |                  |          |   |         |          |            |
| 剰余金の配当                  |                  |          |   |         |          | △121,570   |
| 当 期 純 利 益               |                  |          |   |         |          | 527,343    |
| 自己株式の取得                 |                  |          |   |         |          | △29        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |                  | △243,036 |   |         | △243,036 | △243,036   |
| 当 期 変 動 額 合 計           |                  | △243,036 |   |         | △243,036 | 162,707    |
| 当 期 末 残 高               |                  | 257,447  |   |         | 257,447  | 25,603,026 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

##### ② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ③ その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、なお、検査計測装置に係る製品、仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| 建物       | 15年・31年～50年 |
| 構築物      | 7年～50年      |
| 機械及び装置   | 7年～13年      |
| 車両運搬具    | 4年～6年       |
| 工具器具及び備品 | 2年～15年      |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）

社内における見込利用可能期間（5年）

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付にかかる未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,377,055千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 32,831千円
- ② 短期金銭債務 532,201千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 95,692千円    |
| ② 仕入高等       | 1,680,941千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 17,130千円    |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 524,734株    | 39株        | －株         | 524,773株   |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産（流動）

|              |           |
|--------------|-----------|
| 賞与引当金        | 104,924千円 |
| 未払事業税        | 17,641千円  |
| 未払社会保険料      | 15,585千円  |
| 棚卸資産評価損      | 123,521千円 |
| 未払金          | 12,456千円  |
| 未払費用         | 27,838千円  |
| 販売手数料        | 3,461千円   |
| その他          | 15,832千円  |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 321,261千円 |

### 繰延税金資産（固定）

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付引当金      | 120,301千円  |
| 役員退職慰労引当金    | 54,215千円   |
| 貸倒引当金        | 1,714千円    |
| 関係会社株式評価損    | 2,991千円    |
| みなし配当金       | 23,217千円   |
| 減価償却費        | 61,941千円   |
| 減損損失         | 130,943千円  |
| 投資有価証券評価損    | 70,879千円   |
| その他          | 218千円      |
| 小計           | 466,423千円  |
| 評価性引当額       | △284,180千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 182,243千円  |

### 繰延税金負債（固定）

|               |           |
|---------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金  | △64,165千円 |
| 繰延税金資産（固定）の純額 | 118,077千円 |

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込ま

れる一時差異等については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、29.9%となります。

これらの変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は29,137千円減少し、法人税等調整額が32,554千円、その他有価証券評価差額金が3,416千円それぞれ増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 属 性    | 会社等の名称 | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%)                   | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|--------|--------|-------------------|---------------|-------------------------------------------------|----------------|-----------|--------------|-----|--------------|
| 法人主要株主 | コクヨ(株) | 15,847            | オフィス家具の製造販売   | (所有)<br>直接 0.07<br>(被所有)<br>直接 14.16<br>間接 1.09 | 製品の販売<br>役員の兼任 | 製品の<br>販売 | 7,833,457    | 売掛金 | 5,998,640    |

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、市場価格に基づく交渉のうえ、決定しております。
3. コクヨ株式会社は平成27年10月1日付でコクヨ株式会社を存続会社としてコクヨファニチャー株式会社及びコクヨS & T株式会社と合併しました。上記のコクヨ株式会社との取引金額には、当事業年度の平成27年4月1日から平成27年9月30日までの期間におけるコクヨファニチャー株式会社及びコクヨS & T株式会社との取引金額を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,684円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円70銭    |

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 浩司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカノ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

③当社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備等に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正であり、その構築及び運用状況については、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

タカノ株式会社 監査役会

常勤監査役 戸 枝 茂 夫 ㊟

社外監査役 長谷川 洋 二 ㊟

社外監査役 小 澤 輝 彦 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ①当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これにともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行いたく存じます。

- ②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることにともない、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第26条第2項の変更を行うものであります。当該変更につきましても、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表示しております。)

| 現 行 定 款                | 変 更 案                                            |
|------------------------|--------------------------------------------------|
| 第1条～第15条 (条文省略)        | 第1条～第15条 (現行どおり)                                 |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>(員数)  | 第4章 取締役及び取締役会<br>(員数)                            |
| 第16条 当社の取締役は、12名以内とする。 | 第16条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。 |
| (新 設)                  | ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>                |

| 現 行 定 款                                                                       | 変 更 案                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の選任方法)                                                                    | (取締役の選任方法)                                                                               |
| 第17条 取締役は、株主総会において選任する。                                                       | 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>                  |
| ② (条文省略)                                                                      | ② (現行どおり)                                                                                |
| ③ (条文省略)                                                                      | ③ (現行どおり)                                                                                |
| (任期)                                                                          | (任期)                                                                                     |
| 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                    | 第18条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。     |
| (新 設)                                                                         | ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>                    |
| (新 設)                                                                         | ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> |
| 第19条 (条文省略)                                                                   | 第19条 (現行どおり)                                                                             |
| (代表取締役、役付取締役及び顧問・相談役)                                                         | (代表取締役、役付取締役及び顧問・相談役)                                                                    |
| 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。                                                | 第20条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。                          |
| ② (条文省略)                                                                      | ② (現行どおり)                                                                                |
| ③ (条文省略)                                                                      | ③ (現行どおり)                                                                                |
| 第21条 (条文省略)                                                                   | 第21条 (現行どおり)                                                                             |
| (取締役会の招集通知)                                                                   | (取締役会の招集通知)                                                                              |
| 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 | 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。                  |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(新 設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)<br/>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第27条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> | <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)<br/>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。<br/><u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)<br/>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(員数)</u><br>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。                                                                                                       | (削 除) |
| <u>(選任方法)</u><br>第29条 監査役は、株主総会において選任する。<br>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                             | (削 除) |
| <u>(任期)</u><br>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。     | (削 除) |
| <u>(常勤の監査役)</u><br>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                         | (削 除) |
| <u>(監査役会の招集通知)</u><br>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。<br>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | (削 除) |
| <u>(監査役会規則)</u><br>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。                                                                  | (削 除) |
| <u>(報酬等)</u><br>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。                                                                                               | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第28条</u> 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第29条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第30条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 6 章 会計監査人<br/>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 （条文省略）</p> <p>第 7 章 計 算<br/>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> | <p>第 6 章 会計監査人<br/>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 （現行どおり）</p> <p>第 7 章 計 算<br/>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 （現行どおり）</p> <p>附則<br/> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u><br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第63期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> </p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生をもって任期満了により退任となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | たかの 野 じゅん<br>鷹 野 (昭和24年1月7日生)  | 昭和49年3月 当社入社<br>昭和53年8月 当社取締役<br>昭和57年9月 当社常務取締役<br>昭和60年9月 当社専務取締役<br>平成10年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ニッコー代表取締役社長<br>タカノ機械(株)代表取締役社長<br>一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事 | 425,800株          |
| 2          | たかの 野 つとむ<br>鷹 野 (昭和26年12月3日生) | 昭和55年1月 当社入社<br>平成2年9月 当社取締役<br>平成6年6月 当社家具開発部長<br>平成8年6月 当社常務取締役<br>平成27年6月 当社専務取締役（現任）<br>平成27年7月 社長補佐・TQM推進室担当<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>上海鷹野商貿有限公司董事長              | 413,900株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | こ た ぎり<br>小 田 切 章<br>(昭和22年9月10日生)     | 昭和48年4月 (株)三協精機製作所入社<br>昭和61年9月 当社入社<br>平成9年4月 当社メカトロ部長<br>平成9年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社常務取締役（現任）<br>平成25年4月 技術開発室担当（現任）                                                     | 16,700株           |
| 4          | おお はら あき お<br>大 原 明 夫<br>(昭和23年3月23日生) | 昭和46年4月 (株)日本興業銀行入行<br>平成13年8月 当社入社、当社企画室長<br>平成15年7月 当社経理部長<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務取締役（現任）<br>平成27年7月 経営企画本部（企画室・経理部）、人事部、ネットワーク部、事業化室担当（現任）                    | 6,200株            |
| 5          | く る しま かおる<br>久 留 島 馨<br>(昭和31年3月12日生) | 平成2年9月 当社入社、営業開発部主査<br>平成8年1月 当社営業開発本部画像営業部長<br>平成18年6月 当社取締役（現任）<br>平成22年7月 当社新事業開発部長<br>平成25年4月 画像計測部門担当（現任）<br>平成27年1月 メディカル事業推進室担当（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>台湾鷹野股份有限公司董事長 | 9,100株            |
| 6          | うす い とし ゆき<br>臼 井 俊 行<br>(昭和29年2月28日生) | 昭和51年4月 (株)八十二銀行入行<br>平成18年6月 同行執行役員<br>平成19年6月 当社取締役（現任）<br>平成20年6月 ユニット部門、健康福祉部門担当<br>平成24年4月 ファニチャー&ヘルスケア部門担当（現任）                                                      | 5,600株            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 7          | たま き あき お<br>玉 木 昭 男<br>(昭和30年10月27日生)   | 昭和53年 4 月 当社入社<br>平成 9 年 3 月 当社産業機器部長<br>平成20年12月 当社エレクトロニクス部門画<br>像計測グループ（現画像計測部<br>門）管理部長<br>平成24年 4 月 当社執行役員<br>平成26年 6 月 当社取締役（現任）<br>平成27年 7 月 当社エクステリア部門担当（現<br>任）<br>平成27年 7 月 当社産業機器部門担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>香港鷹野国際有限公司董事長         | 5,000株            |
| 8          | くろ だ あき ひろ<br>黒 田 章 裕<br>(昭和24年 9 月28日生) | 昭和47年 4 月 コクヨ(株)入社<br>昭和52年12月 同社取締役<br>昭和55年 8 月 当社社外取締役（現任）<br>昭和56年12月 コクヨ(株)常務取締役<br>昭和60年12月 同社専務取締役<br>昭和62年12月 同社取締役副社長<br>平成 元 年 8 月 同社代表取締役社長<br>平成23年 3 月 同社代表取締役社長執行役員<br>平成27年 3 月 同社代表取締役会長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>コクヨ(株)代表取締役会長 | 一株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 9          | か とう ひろ ゆき<br>嘉 戸 廣 之<br>(昭和28年3月6日生)       | 昭和51年4月 日本発条(株)入社<br>平成15年6月 同社人事部長<br>平成17年6月 同社執行役員<br>平成19年6月 日本発条(泰国)有限公司取締役社長<br>平成22年6月 日本発条(株)常務執行役員<br>平成24年6月 同社取締役(現任)<br>平成25年4月 同社専務執行役員<br>平成26年4月 同社企画管理本部長(現任)<br>平成26年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成28年4月 日本発条(株)代表取締役副社長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>日本発条(株)代表取締役副社長<br>日発投資有限公司董事長 | 一株                |
| 10         | ※<br>しも じま ひさ し<br>下 島 久 志<br>(昭和35年10月1日生) | 昭和59年4月 当社入社<br>平成14年7月 家具部門(現ファニチャー&ヘルスケア部門)管理部長<br>平成18年7月 当社エレクトロニクス部門産業機器部(現産業機器部門)部長<br>平成21年7月 家具部門(現ファニチャー&ヘルスケア部門)管理部長(現任)<br>平成24年4月 当社執行役員(現任)<br>ファニチャー&ヘルスケア部門副部門長(現任)                                                                                                      | 100株              |

(注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役以外の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者鷹野 準氏は、当社の100%出資の子会社株式会社ニッコーおよびタカノ機械株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は両社との間に材料、製品仕入の取引関係があります。

3. 取締役候補者鷹野 力氏は、当社の100%出資の子会社上海鷹野商貿有限公司の代表者を兼務しており、当社は同社との間に材料仕入、販売業務の委託の取引関係があり



ます。

4. 取締役候補者久留島 馨氏は、当社の100%出資の子会社台湾鷹野股份有限公司の代表者を兼務しており、当社は同社との間に材料仕入、販売業務の委託の取引関係があります。
  5. 取締役候補者玉木昭男氏は、当社の100%出資の子会社香港鷹野国際有限公司の代表者を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、材料仕入の取引関係があります。
  6. 取締役候補者黒田章裕氏は、コクヨ株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
  7. 取締役候補者嘉戸廣之氏は、日本発条株式会社の代表取締役副社長を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
  8. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  9. 取締役候補者黒田章裕氏および嘉戸廣之氏が再任された場合は、業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、期待された役割を十分発揮できるよう、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、業務執行取締役でない両氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、両氏は本総会終了時まで社外取締役であり、両氏との間で当社の定款に基づき責任限定契約を締結しております。
- これらの契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | と えだ しげ お 夫<br>戸 枝 茂 夫<br>(昭和22年5月7日生)    | 昭和45年3月 当社入社<br>平成5年5月 (株)ニッコー監査役(現任)<br>平成9年4月 タカノ機械(株)監査役(現任)<br>平成9年8月 当社経理部長<br>平成15年6月 当社常勤監査役(現任)     | 14,400株                |
| 2          | は せ がわ よう じ<br>長 谷 川 洋 二<br>(昭和27年12月9日生) | 昭和54年3月 司法研修所卒業<br>昭和54年4月 弁護士登録<br>平成15年6月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表<br>(株)キョウデン社外取締役 | 一株                     |
| 3          | お ざわ てる ひこ<br>小 澤 輝 彦<br>(昭和22年5月12日生)    | 昭和45年4月 (株)八十二銀行入行<br>平成13年6月 同社常勤監査役<br>平成18年6月 アルプス証券(株)(現八十二証券<br>(株)代表取締役社長<br>平成23年6月 当社社外監査役(現任)      | 一株                     |

(注) 1. 長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表を務めており、同法人は当社と法律顧問契約を締結しております。

2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 長谷川洋二および小澤輝彦の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏は現在、当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

4. 当社は、小澤輝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け

出る予定であります。

また、長谷川洋二氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社は同氏が代表を務める弁護士法人長谷川洋二法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当社が支払っている報酬額は100万円以下であり、かつ、同事務所が受領する報酬総額に占める割合も僅少であることから、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものでなく、同氏の独立性は十分確保されているものと判断しております。

5. 長谷川洋二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士であり高度な法律面の知見に基づく、内部統制システムの構築・運用状況の監視および検証能力の発揮と様々な経営判断にあたっての高度な法律面からのアドバイスを期待してのものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。

6. 小澤輝彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関における経営に携わってきた経験に基づく、内部統制システムの構築・運用状況の監視および検証能力の発揮と様々な経営判断にあたっての金融リスク・信用リスク等に関するアドバイスを期待してのものであります。

また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

7. 長谷川洋二氏および小澤輝彦氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。両氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の報酬額は平成9年6月27日開催の第44期定時株主総会において、月額20百万円（年額240百万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行にともない、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めるものとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社においては、従前、取締役の報酬の設定額とは別枠において役員賞与金について株主総会に上程し、決議をいただいておりますが、今般上程する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定議案においては、この役員賞与金を含めるものとしたく存じます。

また、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、10名となります。

なお、本議案は第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生ずるものいたします。

#### **第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を役員賞与金も含め年額35百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生ずるものいたします。

## 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成28年5月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これにともない、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」をご承認いただくことを条件として重任される取締役9名および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただくことを条件として、監査等委員である取締役に就任される監査役3名に対し、これまでの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で、退職慰労金を打切り支給したく存じます。

なお、贈呈の時期は各氏の会社役員退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員会にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給予定の取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名               | 略歴                                                                           |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| たか鷹の野 じゅん 準      | 昭和53年8月 当社取締役<br>昭和57年9月 当社常務取締役<br>昭和60年9月 当社専務取締役<br>平成10年6月 当社代表取締役社長（現任） |
| たか鷹の野 つとむ 力      | 平成2年9月 当社取締役<br>平成8年6月 当社常務取締役<br>平成27年6月 当社専務取締役（現任）                        |
| こ小 た田 ぎり 切 あきら 章 | 平成9年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社常務取締役（現任）                                          |
| おお大 はら原 あき 明 お夫  | 平成17年6月 当社取締役<br>平成19年6月 当社常務取締役（現任）                                         |
| く久 る留 しま 島 かおる 馨 | 平成18年6月 当社取締役（現任）                                                            |
| うす臼 い井 とし 俊 ゆき 行 | 平成19年6月 当社取締役（現任）                                                            |

| 氏 名 |    |    |    | 略 歴                   |
|-----|----|----|----|-----------------------|
| たま  | き  | あき | お  | 平成26年 6 月 当社取締役（現任）   |
| 玉   | 木  | 昭  | 男  |                       |
| くろ  | だ  | あき | ひろ | 昭和55年 8 月 当社社外取締役（現任） |
| 黒   | 田  | 章  | 裕  |                       |
| か   | ど  | ひろ | ゆき | 平成26年 6 月 当社社外取締役（現任） |
| 嘉   | 戸  | 廣  | 之  |                       |
| と   | えだ | しげ | お  | 平成15年 6 月 当社常勤監査役（現任） |
| 戸   | 枝  | 茂  | 夫  |                       |
| は   | せ  | がわ | よう | 平成15年 6 月 当社監査役（現任）   |
| 長   | 谷  | 川  | 洋  |                       |
| お   | ざわ | てる | ひこ | 平成23年 6 月 当社監査役（現任）   |
| 小   | 澤  | 輝  | 彦  |                       |

## 第7号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来に支給した役員賞与金の額、その他諸般の事情を勘案し、当期末時点の取締役9名に対し、総額1,175万円（うち社外取締役2名分60万円）、当期末時点の監査役3名に対し、総額150万円の役員賞与を支給したいと存じます。

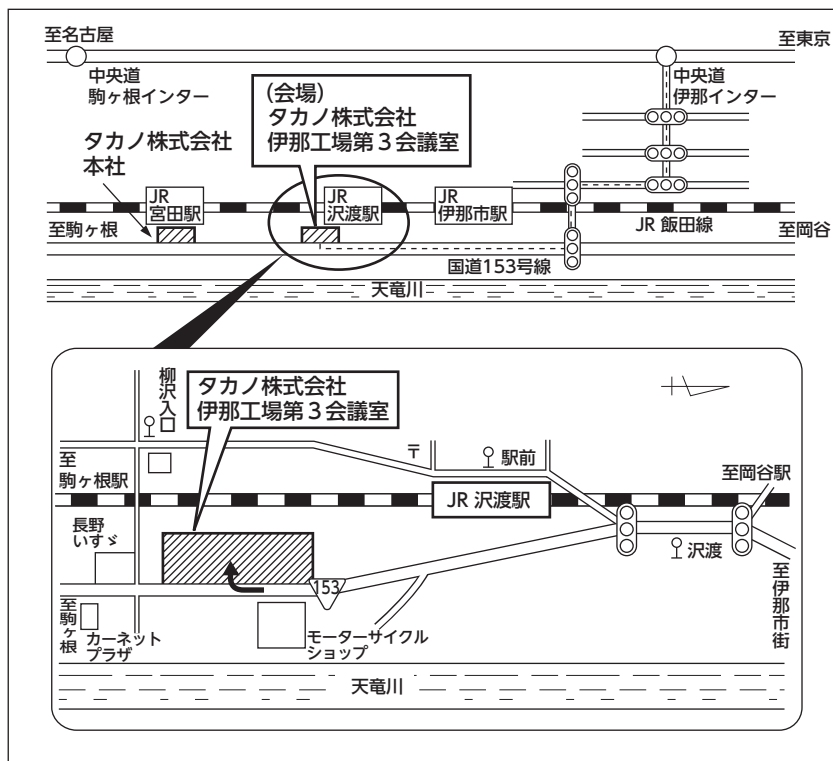
なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会、監査役については監査等委員会にご一任いただきたいと存じます。

以上

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場 (長野県伊那市西春近下河原5331番地)  
 (タカノ株式会社伊那工場第3会議室)  
 TEL: (0265) 72-3147 (代表)



J R 飯田線

沢渡駅より……………徒歩で7分  
 中央道伊那インターチェンジより  
 ……………車で20分